

なもの)			
【裁判外の手数料】			
1 法律関係調査 (事実関係調査を含む)	基本	5万円から20万円の範囲内の額※2	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定まる額	
2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1000万円未満のもの 5万円から10万円の範囲内の額※2	
		経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの 10万円から30万円の範囲内の額※2	
	経済的利益の額が1億円以上のもの 30万円以上		
	非定型	基本 経済的な利益の額が 300万円以下の場合 10万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+7万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+28万円 3億円を超える場合 0.1%+88万円	
特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者との協議により定める額			
	公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する。	
3 内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本 1万円から3万円の範囲内の額※2 特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者との協議により定める額	
	弁護士名の表示あり	基本 3万円から5万円の範囲内の額※2 特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者との協議により定める額	
4 遺言書作成	定型	10万円から20万円の範囲内の額※2	

	非定型	<p>基本</p> <p>経済的な利益の額が</p> <table> <tr> <td>300万円以下の場合</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え3000万円以下の場合</td> <td>1%+17万円</td> </tr> <tr> <td>3000万円を超え3億円以下の場合</td> <td>0.3%+38万円</td> </tr> <tr> <td>3億円を超える場合</td> <td>0.1%+98万円</td> </tr> </table> <p>特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者との協議により定める額</p>	300万円以下の場合	20万円	300万円を超え3000万円以下の場合	1%+17万円	3000万円を超え3億円以下の場合	0.3%+38万円	3億円を超える場合	0.1%+98万円				
300万円以下の場合	20万円													
300万円を超え3000万円以下の場合	1%+17万円													
3000万円を超え3億円以下の場合	0.3%+38万円													
3億円を超える場合	0.1%+98万円													
	公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する。												
5 遺言執行	基本	<p>経済的な利益の額が</p> <table> <tr> <td>300万円以下の場合</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え3000万円以下の場合</td> <td>2%+24万円</td> </tr> <tr> <td>3000万円を超え3億円以下の場合</td> <td>1%+54万円</td> </tr> <tr> <td>3億円を超える場合</td> <td>0.5%+204万円</td> </tr> </table>	300万円以下の場合	30万円	300万円を超え3000万円以下の場合	2%+24万円	3000万円を超え3億円以下の場合	1%+54万円	3億円を超える場合	0.5%+204万円				
	300万円以下の場合	30万円												
	300万円を超え3000万円以下の場合	2%+24万円												
3000万円を超え3億円以下の場合	1%+54万円													
3億円を超える場合	0.5%+204万円													
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額												
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。												
6 会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常精算	<p>資本額若しくは総資産額のうち高い額又は増減資額が</p> <table> <tr> <td>1000万円以下の場合</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>1000万円を超え2000万円以下の場合</td> <td>3%+10万円</td> </tr> <tr> <td>2000万円を超え1億円以下の場合</td> <td>2%+30万円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え2億円以下の場合</td> <td>1%+130万円</td> </tr> <tr> <td>2億円を超え20億円以下の場合</td> <td>0.5%+230万円</td> </tr> <tr> <td>20億円を超える場合</td> <td>0.3%+630万円</td> </tr> </table> <p>※最低額は合併又は分割については200万円、通常精算については100万円、その他の手続については10万円とする。</p>	1000万円以下の場合	4%	1000万円を超え2000万円以下の場合	3%+10万円	2000万円を超え1億円以下の場合	2%+30万円	1億円を超え2億円以下の場合	1%+130万円	2億円を超え20億円以下の場合	0.5%+230万円	20億円を超える場合	0.3%+630万円
		1000万円以下の場合	4%											
1000万円を超え2000万円以下の場合	3%+10万円													
2000万円を超え1億円以下の場合	2%+30万円													
1億円を超え2億円以下の場合	1%+130万円													
2億円を超え20億円以下の場合	0.5%+230万円													
20億円を超える場合	0.3%+630万円													
7 会社設立等以外の登記等	申請手続	1件 5万円 ※事案によっては増減できる。												
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、 1通につき1000円												
8 株主総会等指	基本	30万円以上												

導	総会準備も指導する場合	50万円以上	
9	現物出資等証明(商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の2第3項等に基づく証明)	1件 30万円 ※出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して増減額できる。	
10	簡易な自賠償請求 (自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)	給付金額が 150万円以下の場合 3万円 150万円を超える場合 給付金額の2% ※損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には増減額できる。	
11	任意後見及び 財産管理 ・身上監護	(1)契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他(依頼者の財産管理又は身上監護にあたって)把握すべき事情等を調査する場合の手数料 1を準用する。 (2)契約締結後、委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬 (イ)日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合 …月額5000円から5万円の範囲内 (ロ)上記に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合 …月額3万円から5万円の範囲内 ただし、不動産の処理等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの規定により算定された報酬を受けとることができる。 (3)契約締結後、その効力が生じるまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料 1回あたり5000円から3万円の範囲内	
報酬の種類	区分	弁護士報酬の額	備考
顧問料	事業者の場合	月額5万円以上	
	非事業者の場合	年額6万円(月額5000円)以上	
日当	半日	3万円以上5万円以下	⑥
	一日	5万円以上10万円以下	

備考

- ① 特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

算定可能な場合の算定基準

- イ 金銭債権 債権総額（利息及び遅延損害金を含む）
- ロ 将来の債権 債権総額から中間利息を控除した額
- ハ 継続的給付債権 債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- ニ 賃料増減額請求事件 増減額分の7年分の額
- ホ 所有権 対象たる物の時価相当額
- ヘ 占有権、地上権、永小作権、賃貸権及び使用借権 対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、権利の時価がその時価を超えるときは、権利の時価相当額
- ト 建物についての所有権に関する事件 建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1の額を加算した額
建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件 ヘにその敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- チ 地役権 承役地の時価の2分の1の額
- リ 担保権 被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- ヌ 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件 ホ、ヘ、チ及びリに準じた額
- ル 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- オ 共有物分割請求事件 対象となる特分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は特分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は特分の額
- ワ 遺産分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割に対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額
- カ 遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額
- コ 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。ただし、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額）

算定不能な場合の算定基準

800万円とする。ただし、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができる。

経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬があるときは増減額しなければならない。

- ② 境界に関する事件とは、境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他をいう。
調停及び示談交渉の場合は、7の額又は1の額を、それぞれ3分の2に減額することができる。
示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、7の額又は1の額の、それぞれ2分の1
- ③ 調停事件は8に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。
示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、8の着手金の額の2分の1
- ④ 事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は煩雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公開法定数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く）をいう。
同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは1の着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。
同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。
追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。
検察官上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は、費やした時間・執務量を考慮したうえで、1による。
- ⑤ 家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境整理に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮し、事件の重大性等により、増減額することができる。
同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。
追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。
逆送致事件は、刑事事件の1及び2による。ただし、同一弁護士が受任する場合の着手金は、送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の範囲内で減額できる。
- ⑥ 半日（往復2時間を超え4時間まで）
一日（往復4時間を超える場合）

弁護士報酬額欄の※印

- ※1 この範囲内で、各弁護士会が「定額」を定めます。お近くの弁護士会でお問い合わせ下さい。
- ※2 この範囲内で、各弁護士会が「標準となる額」を定めます。お近くの弁護士会でお問い合わせ

せ下さい。

※3 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

※4 この範囲内で、各弁護士会が「最低額」を定めます。お近くの弁護士会でお問い合わせ下さい。

(注) 1 各弁護士会は、初回市民法律相談料の「定額」や離婚訴訟事件の「標準となる額」に限らず、他の規定についても、この報酬等基準規定を基準とし、その所在地域における経済事情その他地域の特性を考慮して弁護士の報酬に関する標準を示す規定を定める。

2 依頼者との協議により、上の表によらず、弁護士報酬の額を1時間ごとに1万円以上の時間制（日当を含み、実費を含まない）にすることができる。

3 弁護士報酬の支払時期

イ 着手金 事件又は法律事務（以下「事件等」という）の依頼を受けたとき

ロ 報酬金 事件等の処理が終了したとき

ハ その他の弁護士報酬 この規定に特に定めのあるときはそれに従い、定めがないときは依頼者との協議により定められたとき

4

イ 弁護士報酬は1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、定めるものとし、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とする。裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは別件とする。

ロ 同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬のみを受ける。

5

イ 弁護士は各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。

ロ 紛争の実態が共通な複数の事件を受任するとき若しくは複数の依頼者から委任事務処理の一部を共通とする同種事件を受任するときは、弁護士報酬を減額することができる。

ハ 一件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、各弁護士は、各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき若しくは複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたときには、それぞれの弁護士報酬を依頼することができる。

6

イ 弁護士は依頼者に、あらかじめ弁護士報酬等について十分説明しなければならない。

ロ 弁護士は、委任契約書が作成されている場合を除き、依頼者から申し出があるときは、弁護士報酬の額、その計算方法及び支払時期に関する事項を記載した報酬説明書を交付

しなければならない。

- 7 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別な事情にあるときは、弁護士報酬の支払時期を変更し又は減額若しくは免除できる。
 - 8 事件等が特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき、又は受任後同様の事情が生じたときは、弁護士報酬を増額することができる。
 - 9 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、着手金を増額して、報酬金を増額することができる。
ただし、この場合において、着手金及び報酬金の合計額は、民事事件 1 件により許容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。
- 10
- イ 事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、精算する。
 - ロ イにおいて、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済の弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、依頼者と協議のうえ、全部又は一部を返還しないことができる。
 - ハ イにおいて、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その部分については請求することができない。
- 11 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、あらかじめ依頼者に通知し、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。
 - 12 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。この場合には、弁護士はすみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。
 - 13 この規定に定める基準は、消費者法（昭和 63 年法 108）に基づき弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する金額を含まない。